

様式第 1（第 1 条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 5 年 1 月 31 日

徳島県知事 殿

徳島県阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内 78 番地 4
羽ノ浦町商工会
会長 岩崎 寛和

徳島県阿南市富岡町トノ町 12-3
阿南市 市長 表原 立磨

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名：大西 弘志

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

羽ノ浦町の概要

本町は行政合併により平成 18 年 3 月に、東隣的那賀川町及び南隣に位置する旧阿南市と合併した町であり、羽ノ浦町と旧阿南市の境を流れる一級河川「那賀川」の下流北岸に位置している。

阿南市は四国の東端、徳島県の東部海岸線のほぼ中央に位置し、年間平均気温は 16.5 度で雪が積もることは稀な温暖な気候である。年間降水量は 1,765 mm で台風の通り

道でもあることから多雨な地域でもある。(緑が本町。真下が阿南市、右側が那賀川町。)

羽ノ浦町は市境に一部山地が存在するが、ほぼ平坦な地形である。しかし海岸線から約 3 km 内陸であり津波のリスクも低いことから、周辺大手企業の従事者など多くの流入者があり、ベッドタウンの様相もある。産業は小売・サービス業が多くを占める商業の町である。

(商工会地域としては、阿南商工会議所・那賀川町商工会・羽ノ浦町商工会の 3 団体が旧行政区のまま阿南市内に併存している。)



(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

洪水ハザードマップによると、山地を除き羽ノ浦町の大半の地域が 0.5 未満～5m 未満の浸水想定地域となっているが、那賀川が蛇行して堤防で受ける地域(明見地区、古毛地区)では、存在する商工業者は限られてはいるが 5m～10m の予想地域になっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 強以上の地震が今後 30 年間で 61.4% 以上の確率で発生すると言われている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

1) 商工業者数等と内訳

- ・商工業者数 343 者
- ・小規模事業者数 334 者

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設	34	34	町内に分布（明見・古毛地区を除く）
製造	38	37	製材業が那賀川沿いに多く立地している
卸・小売	114	111	町内に分布（明見・古毛地区を除く）
飲食	37	37	町内に分布（明見・古毛地区を除く）
サービス	97	92	町内に分布（明見・古毛地区を除く）
その他	23	23	町内に分布（明見・古毛地区を除く）
合計	343	334	

※本会商工業者名簿より小規模事業者を抜粋し作成。（2022年4月1日現在）

（3）これまでの取組み

1）阿南市の取組

- ・防災計画の策定，防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・阿南市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2）羽ノ浦町商工会の取組

- ・事業継続力強化計画作成セミナーの開催
- ・事業所BCP等に関する国・県の施策紹介
- ・東京海上日動火災保険（株），損保ジャパン（株），三井住友海上火災保険（株）
あいおいニッセイ同和損保（株）との連携によるビジネス総合保険等の加入促進
- ・BCP策定および事業継続力強化計画策定支援

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える本会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

1）方針

- ・実施期間中における事業者BCP等策定支援事業者数の目標：計10事業者
（令和5年度：2事業者，令和6年度：2事業者，令和7年度：2事業者，
令和8年度：2事業者，令和9年度：2事業者）

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識頂き、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、羽ノ浦町商工会と阿南市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

IV その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・羽ノ浦町商工会と阿南市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国・県の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP等（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 羽ノ浦町商工会の事業継続計画の作成

- ・令和5年1月に事業継続計画を策定済み。

3) 関係団体との連携

- ・連携を結ぶ関係機関等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策

としてビジネス総合保険等の紹介を行う。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼，セミナー等の開催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・BCPや事業継続力強化計画の策定を考えている事業者に対し，平素の経営指導等を通じ計画の策定支援や内容の見直しを進める。必要に応じ外部専門家を招聘した作成支援もあわせて実施する。
- ・加入済み保険の見直しを行い，当地の災害リスクの見直し，適切な補償がある保険へのシフトをはかる。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害を想定した，避難ルートの確認や市との連絡・連携方法などの確認を定期的に実施する。また，訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には，人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で，下記の手順で地区内の被害状況を把握し，関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否，大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を羽ノ浦町商工会と阿南市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には，職員の体調管理を行うとともに，事業所の消毒，職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や，新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき，政府による「緊急事態宣言」が出た場合は，阿南市における感染症対策本部設置に基づき羽ノ浦町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・羽ノ浦町商工会と阿南市との間で，被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は，出勤をせず，職員自身がまず安全確保をし，警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し，1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」，「窓ガラスが割れる」等，比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」，「建物の全壊・半壊」等，大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない，もしくは，交通網が遮断されており，確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で，「瓦が飛ぶ」，「窓ガラスが割れる」等，比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で，「床上浸水」，「建物の全壊・半壊」等，大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。
---------	----------------

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、羽ノ浦町商工会と阿南市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

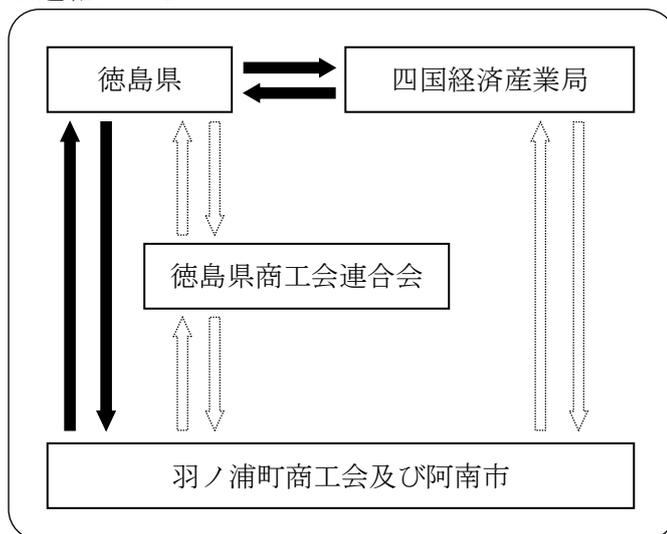
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・阿南市が策定した「阿南市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・羽ノ浦町商工会と阿南市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・羽ノ浦町商工会と阿南市が共有した情報を、県の指定する方法にて羽ノ浦町商工会又は阿南市から県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、羽ノ浦町商工会と阿南市が共有した情報を県の指定する方法にて、羽ノ浦町商工会又は阿南市から県へ報告する。

※連絡ルート



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、阿南市と相談する（羽ノ浦町商工会は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国や県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や全国商工会連合会等に相談する。

(3) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

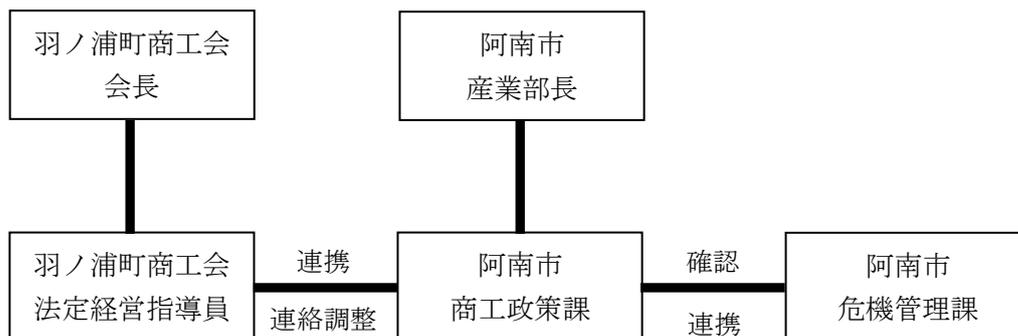
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年1月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名，連絡先

経営指導員 大西 弘志 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認や見直しなどのフォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/阿南市連絡先

①羽ノ浦町商工会

〒 779-1102 徳島県阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内 78-4

TEL 0884-44-4858 / FAX 0884-44-5322 E-mail tsci0700@tsci.or.jp

②阿南市

産業部商工政策課

〒 774-8501 阿南市富岡町トノ町 12-3

TEL 0884-22-3290 / FAX 0884-22-0075 E-mail shoukou@anan.i-tokushima.jp

危機管理部危機管理課

〒 774-8501 阿南市富岡町トノ町 12-3

TEL 0884-22-9191 / FAX 0884-28-9884 E-mail bosai@anan.i-tokushima.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は，速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
○専門家派遣費	30	30	30	30	30
○セミナー開催費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入，阿南市補助金，県補助金，事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	